

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」のご案内

生産性を向上させ、時間外労働の縮減、特別休暇の導入、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバルの導入、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む**中小企業事業主**に対して、**労働能率を増進するための設備・機器の導入・更新、労務管理用機器の導入・更新、専門家によるコンサルティング、セミナー開催等の実施に要した費用の一部を助成**します。

例：自動販売機の導入、外部講師の講習会等【交付申請期限：令和7年11月28日】

※本助成金は予算に制約されるため、令和7年11月28日以前に予告なく交付申請の受付を締め切る場合があります

コース区分	成果目標	助成額
業種別課題対応コース （建設業、運送業、病院等、情報通信業、宿泊業）    	以下のいずれか1つ以上を実施 【共通の成果目標】 ・月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減 ・年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入 ・時間単位の年次有給休暇制度を導入し、かつ、有給の特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新規導入 【業種ごとの成果目標】 【建設業】 ① 9時間以上の勤務間インターバルの導入 ② 4週における所定休日を1日から4日以上増加 【運送業等】 ① 10時間以上の勤務間インターバルの導入 【病院等】 ① 9時間以上の勤務間インターバルの導入 ② 医師の働き方改革の推進 【情報通信業、宿泊業】 ① 9時間以上の勤務間インターバルの導入	対象経費の合計額×補助率（3/4）※ ※ 一部の対象経費について、補助率が4/5になる場合あり 【建設業】 ・成果目標の達成状況に応じて、25万円～550万円の上限 助成上限額 1,270万円（賃金引上げ加算を含む） 【運送業等】 ・成果目標の達成状況に応じて、25万円～470万円の上限 助成上限額 1,190万円（賃金引上げ加算を含む） 【病院等】 ・成果目標の達成状況に応じて、25万円～520万円の上限 助成上限額 1,240万円（賃金引上げ加算を含む） 【情報通信業、宿泊業】 ・成果目標の達成状況に応じて、25万円～450万円の上限 助成上限額 1,170万円（賃金引上げ加算を含む） ■賃金の引上げ加算 時間当たりの賃金額を3%以上引き上げること成果目標に加え、達成した場合（賃上げ率に応じ変動）

助成対象となる取組（団体推進コースを除く）

①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修 ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理機器等の導入・更新 ⑤人材確保に向けた取組 等

コース区分	成果目標	助成額
労働時間短縮・年休促進支援コース	以下の①から③の1つ以上を実施 ① 月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間数を縮減 ② 年次有給休暇の計画的付与制度を導入 ③ 時間単位の年次有給休暇制度を導入し、かつ、有給の特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入	対象経費の合計額×補助率（3/4）※ ※一部の対象経費について、補助率が4/5になる場合あり ・各成果目標の達成状況に応じて、25 万円～200 万円の上限 助成上限額 920 万円（賃金引上げ加算を含む） ■賃金の引上げ加算 時間当たりの賃金額を3%以上引き上げることを成果目標に加え、達成した場合（賃上げ率に応じ変動）
勤務間インターバル導入コース	以下の①から③のいずれかを実施 ① 新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入 ② 対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とする ③ 所属労働者の半数を超える労働者を対象、休息時間数を2時間以上延長して、9 時間以上とする	対象経費の合計額×補助率（3/4）※ ※一部の対象経費について、補助率が4/5になる場合あり ・成果目標の達成状況に応じて、50 万円～120 万円の上限 助成上限額 840 万円（賃金引上げ加算を含む） ■賃金の引上げ加算 時間当たりの賃金額を3%以上引き上げることを成果目標に加え、達成した場合（賃上げ率に応じ変動）
団体推進コース	以下の目標を実施 ① 時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対して、その取組または取組結果を活用する	対象経費の合計額または総事業費から収入額を控除した額、上限額のいずれか低い方の額 ・助成上限額 500 万円 ■都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体などに該当する場合 助成上限額 1,000 万円

詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください ➡ [労働時間等の設定の改善](#) [厚生労働省](#)で検索



申請・お問い合わせ先

厚生労働省

香川労働局

助成金センター

〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟 12 階

TEL 087-823-0505（土日・祝日・年末年始を除く 9 時～17 時）